

(二条城の価値を活かし未来を創造する会 第2回会議資料)

二条城におけるこれまでの文化財保護の考え方

1 基本的な考え方

二条城における文化財保護の考え方は、平成14年策定の保存・管理計画及び整備計画に基づいているが、その考え方は大きく2点である。

① 寛永時代の姿を残す

現在の二条城は主として寛永時代に形成されたものであり、基本的にその景観を後世に継承してくための整備を行う。また、施設の復元、整備を行う場合も、過去に存在した建物を参考とすることとしている。

② 二条城の地下にある平安時代の遺構を保護する

二条城の地下には、神泉苑の遺構等、平安時代の遺構が存在しており、それらは平安京や王朝文化の成立を考えるうえで大変貴重であるため、それらを保護することとしている。

2 利用等の制限

上記の基本的な考え方に基づき、施設の利用、設備等の設置にあたっては、大きく2点の利用制限を加えてきた。

① 建造物使用の制限

台所については、MICE等の利用に供しているものの、破損、汚損防止のため、火、水の利用を制限し、飲食も禁止している。

二の丸御殿については、障壁画(襖・天井・杉戸)保存のため、一般観覧者は廊下を通行するのみであり、各間への入室は禁止しており、MICE等の利用にも供していない。

本丸御殿については、耐震強度不足や、鑑賞に耐えられない状況にあり、観覧、MICE等の利用に供していない。

② 掘削等の制限

平安時代の遺構を保護するため、掘削、杭打ち等を制限している。

(参考) 平成27年度 二条城における現状変更許可一覧